

生体検査

と畜場に運ばれてきた家畜が、生きている状態で、皮膚・可視粘膜の状態や歩き方に異常がないか、発熱や体表リンパ節に腫れがないかなどを検査します。



と殺禁止

高熱を呈していたり伝染性の病気などが見つかったら、と殺を禁止します。

解体前検査

家畜を解体する前に、必要に応じて血液検査などを行います。



解体禁止

全身性の病気や伝染性の病気などが見つかったら、解体を禁止します。

解体後検査

家畜の内臓・枝肉などについて、視診・触診などによる検査を行い、必要に応じて微生物検査、病理組織検査などの精密検査を実施します。



廃棄

検査で疾病が見つかったとき、病変部分もしくは内臓・枝肉など全てを廃棄するように命じます。

検印

検査に合格した家畜の内臓・枝肉などには、処理したと畜場がわかる番号が入った検印が押されます。



出荷

食肉処理業、食肉製造業などに運ばれ、カット肉やハム・ソーセージなどに加工されて皆さんの食卓に届きます。